

令和元年 11 月 19 日

医道審議会医師分科会  
分科会長 中谷 晴昭 様

北海道大学 大学院医学研究院  
教授 高橋 誠

令和元年 11 月 20 日に開催されます、第 4 回医道審議会医科分科会に所用のため出席できませんので、医道審議会医師分科会報告書(案)について、以下の意見を提出いたします。

#### 意見書

- 診療参加型臨床実習における医学生の指導者（医師）について

「2. (3) いわゆる Student Doctor の法的位置づけ」の中で述べられているように、医学生が診療に参加する際は、いわゆる Student Doctor であっても、医師の指導及び監督のもと行われるべきであり、また実施する医行為については、指導及び監督する医師が自身の能力と医学生の能力、および患者の状態等を勘案して判断するべきと考えます。これにより、臨床現場における屋根瓦式の教育が実施可能となると考えます。侵襲度の高い医行為を行う場合に、当該医行為に習熟した医師が指導及び監督を行うことは、医師免許を取得した後の臨床研修医（臨床研修）や専攻医（専門研修）でも必要であり、いわゆる Student Doctor（臨床実習）でも当然と考えます。

- 診療参加型臨床実習における医学生の医行為の位置づけについて

「3. (1) 医学教育への影響」の中で述べられているように、いわゆる Student Doctor の法的位置づけは、臨床実習の診療参加型化を促し、卒前教育が充実することを目的としており、単に、侵襲的な医行為を早期に習得させることを意図しているわけではないということ強調すべきと考えます。これは、「3. (3) いわゆる Student Doctor が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等」や「4. (1) 患者の医育機関等へのかかり方について」で述べられている「患者の協力」を得るうえでも重要な点と考えます。

- 診療参加型臨床実習を行う際の患者同意の取得について

「3. (3) いわゆる Student Doctor が診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等」の中で、同意取得について「入院時等に同意書を患者に渡し、書面による同意取得を行うことが望ましい」との記述があります。入院患者であれば定型書面による同意は実行可能と思われませんが、外来患者、特に診療所など地域医療の現場では、書面による同意はハードルが高い

と思われます。例えば、OSCE で評価される「診療参加型臨床実習に参加する学生に必要とされる技能と態度に関する学習・評価項目」（医療系大学間共用試験実施評価機構）に記載されている医行為については、OSCE 合格で質が担保されているものとして、同意取得のハードルを下げる、などの対応はとれないでしょうか。

- 患者の医育機関等へのかかり方に関する国民への周知について

より良い医師の育成に向け卒前教育を充実するために、臨床実習の診療参加型化を促すには、「4.（1）患者の医育機関等へのかかり方について」で述べられているように、患者の協力が不可欠であり、そのための広報活動に取り組む必要があると考えます。特に、大学病院等の医育機関だけでなく、大学以外の医療機関、特に地域医療を担う診療所等で患者の協力が得られ易くする施策が急務であると考えます。

- 臨床教育現場の負担軽減について

臨床実習の診療参加型化を促し卒前教育を充実する取り組みは、より良い医師の育成に向けた社会の要請と理解しており、これを進めていくことに異論はありません。一方、急性期医療を提供する医育機関等の臨床現場は、診療の高度化、在院日数の短縮等により高密度の診療を提供しながら、医学生、研修医、専攻医等の教育を担っており、かつ働き方改革と並行して上記の取り組みを進めるためには、臨床現場の負担軽減策を合わせて実施する必要があると考えます。「4.（2）診療参加型臨床実習の指導体制」に述べられている指導体制の充実を図るには、指導・評価に充当する時間（教育エフォート）の確保が必須であり、そのための人的支援が求められると思われます。

以上